

2) 麻薬管理者が注意すべきこと

(1) 記 録

○ 麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、麻薬診療施設に帳簿を備え付け、麻薬の受払いについて、次の事項を記載する必要がある。

- ・ 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日

（ 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受け（購入）する際は、
所定の事項を記載した麻薬譲渡証と麻薬譲受証の交換
を行い、双方でそれを保存する。 ）

- ・ 当該麻薬診療施設の開設者が廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
- ・ 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日
- ・ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日
- ・ 麻薬事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）

(2) 帳簿記載の注意事項

- 帳簿は、品名、剤型、濃度別に口座を設けて記載する。
- 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式が便利
(脱着式(ルーズリーフ等)の使用可)
- 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字
が消えないものを使用する。
- 麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し帳簿とす
る場合は、定期的に出力された印刷物を1ヶ所に整理してお
く。(立入検査等の際に提示できるようにする。帳簿に麻薬
取締職員等の立会署名等を必要とすることもある。)
- 帳簿の訂正は、管理者が訂正すべき事項を二本線等により
判読可能のように抹消し、訂正印を押し、その脇に正しい文
字等を記載。修正液等は使用しない。
- 帳簿の記載は、原則として、麻薬の受入れまたは払出しの
都度行う。
- 麻薬注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル単位で記
載し、施用残を廃棄する場合は、廃棄数量をmL単位で備考欄
に記載する。
- 麻薬坐剤の受入れ、払出しの記録は、個(本)数単位で記
載し、分割した施用残を廃棄する場合は、廃棄数量をmg単位
で備考欄に記載する。
- 麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては
麻薬施用者)は、麻薬施用者から返納された施用残の麻薬を
他の職員1名以上立会の下に廃棄処分(焼却、放流、粉碎等)
し、その旨を記載する。

(3) 保 管

- 麻薬診療施設で施用・交付する麻薬は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）が管理（受払、保管、廃棄等）しなければならない。
- 麻薬診療施設で管理する麻薬は、麻薬診療施設内の鍵をかけた堅固な設備（麻薬専用の固定した金庫または容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるもの）内に保管しなければならない。
- 麻薬の保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、人目につかず、関係者以外の出入がない場所を選ぶことが望ましい。（盗難防止を十分に考慮）
- 麻薬保管庫内には、その他の医薬品、現金及び書類等を一緒に入れることはできない。
- 麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠する。
- 麻薬を頻回に出し入れする診療施設においては、小出し用の麻薬保管庫を調剤室に設けて利用する方法がある。
- 病棟や手術室、集中治療室等の緊急に麻薬を施用する場所においては、麻薬を定数保管することも可能である。
- 夜間、休日等で、麻薬管理者の不在により、麻薬の出し入れが困難な場合は、あらかじめ当直医師（麻薬施用者）が麻薬の仮払いを受け、麻薬管理者または補助者が出勤した後に、施用票等（施用記録）とともに残余麻薬及び空アンプル等を麻薬管理者に返納する。
- 麻薬施用者が訪問診療などで麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出す。（常時、往診かばん等に

麻薬を入れたままにしない。)

- 定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行う。

(4) 届出、報告（記録、廃棄、事故）

■年間報告

麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、毎年11月30日までに、次の事項を「麻薬年間届」により都道府県知事に届け出る義務がある。

- ・ 前年の10月1日に当該麻薬診療施設の開設者が所有していた麻薬の品名及び数量
- ・ 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量
- ・ その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有していた麻薬の品名及び数量
- ・ 麻薬診療施設において所有する麻薬で、1年間使用しなかった麻薬についても報告の対象であり、また、1年間麻薬を所有または使用しなかった診療施設についてもその旨を報告する。

■麻薬の廃棄に関する届出

麻薬を廃棄する場合は、麻薬の品名、数量及び廃棄の方法について、事前に都道府県知事に「麻薬廃棄届」により届け出て、麻薬取締員等の立会いの下に廃棄を行わなければならない。

ただし、麻薬処方せんにより調剤された麻薬（麻薬施用者自らが調剤した場合を含む。）については、廃棄後30日以内に都道府県知事に「調剤済麻薬廃棄届」を届け出ることとされている。

また、注射剤及び坐剤の施用残については、届け出る必要はない。麻薬貼付剤については、施用後（貼付途中で剥がれたものを含む。）のものは通常の廃棄物として処理できる。

「麻薬廃棄届」が必要なもの

- ・ 古くなったり、変質等により使用しない麻薬
- ・ 調剤過誤により使えなくなった麻薬

（これらの場合は、届出ののち、麻薬取締員の指示に従って廃棄）

「調剤済麻薬廃棄届」を届け出る場合（廃棄後30日以内）

- ・ 入院患者に交付された麻薬で患者の死亡等により施用する必要がなくなった場合
- ・ 外来患者に施用のため交付された麻薬で患者の死亡等により麻薬診療施設に遺族等から届けられた場合
- ・ 再入院、転入院の際に患者が持参し麻薬を施用する必要がなくなった場合

（これらの場合は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が麻薬診療施設の他の職員の立会いの下に廃棄（焼却、放流、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等。）。その後届け出。）

麻薬注射剤の施用残液の廃棄（施用に伴う消耗）

- ・ 麻薬注射剤の施用残液及びIVH（中心静脈への点滴注射）に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、都道府県知事に届け出ることなく、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が、麻薬診療施設の他の職員の立会いの下に放流、焼却等の適切な方法で廃棄。

■ 麻薬の事故に関する届出

麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、管理している麻薬につき、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、「麻薬事故届」により都道府県知事に届け出なければならぬ。

（注）麻薬を盗取された可能性が場合には、すみやかに警察署にも届ける。